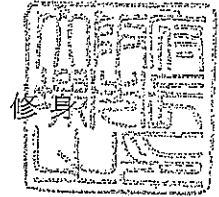


堺堺企総第668号
平成29年6月15日

堺市堺区区民評議会 会長 様

堺市長 竹山



諮問書

堺市区民評議会条例第2条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について貴評議会からご意見を賜りたく諮問いたします。

記

諮問事項

「住んでよし」、「働いてよし」、「訪れてよし」のまちのあり方について
～参加でつくる「堺区の都市魅力」～

答申を希望する時期

平成31年2月目途

「住んでよし」、「働いてよし」、「訪れてよし」のまちのあり方について
～参加でつくる「堺区の都市魅力」～

理由

少子高齢化に伴う人口減少社会において、ワーク・ライフ・バランスを踏まえた「職住近接」のまちづくり、地域活動の担い手づくり、高齢者の「生きがい」や役割を持って過ごせる環境づくりは、子育て世代や若年世代を誘引し、持続可能な社会の実現につながります。これは、堺区においても喫緊の課題として捉えています。

一方、堺区は、伝統産業や商店街、図書館や博物館などの文化施設、百舌鳥古墳群や古い町家をはじめとした歴史的・文化的資源などが、コンパクトな区域内に豊富に集積している地域となっています。

このような区の課題や区域特性を踏まえ、「住んでよし」、「働いてよし」、「訪れてよし」の三方からの視点で、まちのあり方について、三位一体で検討いただきたいと考えています。

検討にあたっては、定住促進、コミュニティの活性化、空き家等の活用、仕事の創出・起業、働き方改革、地域愛の醸成など、様々な観点から総合的にご審議いただき、地域、企業、行政が総がかりで取り組み、好循環を生み出す堺区の姿を提案していただきたいと考えています。

以上のことから、貴評議会において、「住んでよし」、「働いてよし」、「訪れてよし」のまちのあり方をご審議いただき、答申をいただきたく、ここに諮問するものであります。